

令和 6 年 3 月 21 日

一宮市規則第 2 号から第 15 号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長 中 野 正 康

規則番号一覧表

規則第2号	一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則
規則第3号	一宮市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則
規則第4号	一宮市地域DX戦略室設置規則
規則第5号	一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規則の一部を改正する規則
規則第6号	一宮市職員の職名及び補職名に関する規則及び一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
規則第7号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第8号	一宮市職員の在宅勤務等手当支給に関する規則
規則第9号	一宮市契約規則等の一部を改正する規則
規則第10号	予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則
規則第11号	一宮市物品等会計規則の一部を改正する規則
規則第12号	一宮市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
規則第13号	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
規則第14号	一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
規則第15号	一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

令和6年3月21日

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第2号

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(一宮市事務分掌規則の一部改正)

第1条 一宮市事務分掌規則(昭和45年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職) 第5条 略 2 前項に定めるほか、部に参事又は次長、課に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (職務権限)	(補職) 第5条 略 2 前項に定めるほか、部に参事又は次長、課に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (職務権限)
第6条 略 2 略 3 次長並びに <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて部長及び課長を補佐するとともに、その担当事務を処理する。	第6条 略 2 略 3 次長____、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて部長及び課長を補佐するとともに、その担当事務を処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市行政機関設置条例施行規則の一部改正)

第2条 一宮市行政機関設置条例施行規則(平成17年一宮市規則第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員及びその職務) 第4条 略 2 略 3 事務所に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 4 略	(職員及びその職務) 第4条 略 2 略 3 事務所に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部改正)

第3条 一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成5年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職)	(補職)

<p>第4条 略</p> <p>2 会計課に<u>主監</u>、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (職務権限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>主監</u>、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて課長を補佐するとともに、その担当事務を処理する。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 会計課に_____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (職務権限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 _____専任課長、課長補佐、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて課長を補佐するとともに、その担当事務を処理する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の職名及び補職名に関する規則の一部改正)

第4条 一宮市職員の職名及び補職名に関する規則(昭和23年一宮市庁達第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(補職名)</p> <p>第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部長、参事、次長、課長、<u>主監</u>、専任課長、課長補佐、主査、主任</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(補職名)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 部長、参事、次長、課長_____、専任課長、課長補佐、主査、主任</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第5条 予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(支出負担行為の決裁及び合議)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 支出負担行為の専決区分及び合議は、別表第1に定めるところによる。この場合において、<u>次の各号に掲げる職にある者は、当該各号に定める</u> _____事務を決裁する。</p> <p>(1) <u>参事 部長等の決裁事務のうち、その所属する部の部長等が指定する事務</u></p> <p>(2) <u>主監(選挙管理委員会事務局長又は農業委員会事務局長を併任している者に限る。)</u> 課長等の決裁事務のうち、<u>その所属する委員会に係る事務</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(支出負担行為の決裁及び合議)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 支出負担行為の専決区分及び合議は、別表第1に定めるところによる。この場合において、<u>参事の_____職にある者は、部長等の決裁事務のうち、その所属する部の部長等が指定する事務</u>を決裁する。</p> <p>3・4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市会計に関する規則の一部改正)

第6条 一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の賠償責任) 第59条 略 (1) 略 (2) 支出負担行為の確認 会計課長 <u>並びに同課主監及び専任課長</u> の職にある職員 (3) 略	(職員の賠償責任) 第59条 略 (1) 略 (2) 支出負担行為の確認 会計課長及び同課専任課長 の職にある職員 (3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例施行規則の一部改正)

第7条 一宮市市税条例施行規則(平成17年一宮市規則第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(委任を受けた市職員) 第2条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員とは、財務部市民税課、同部資産税課及び同部納税課に勤務する市職員、市民健康部保険年金課長、 <u>同課主監</u> 、同課専任課長及び同課に勤務する市職員のうち国民健康保険税の賦課徴収事務に携わるもの並びに市長が特に必要と認める市職員とする。 2・3 略	(委任を受けた市職員) 第2条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員とは、財務部市民税課、同部資産税課及び同部納税課に勤務する市職員、市民健康部保険年金課長_____、同課専任課長及び同課に勤務する市職員のうち国民健康保険税の賦課徴収事務に携わるもの並びに市長が特に必要と認める市職員とする。 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業等に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第8条 一宮市水道事業等に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和50年一宮市規則第44号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
一宮市水道事業等に係る地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき市長が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 課長 <u>及び主監</u> (4) 略	略 (1)・(2) 略 (3) 課長_____ (4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関

する規則の一部改正)

第9条 一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成19年一宮市規則第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
一宮市病院事業に係る地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき市長が定める職は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 部長、参事、次長、事務局長、事務局次長、課長、 <u>主監</u> 、専任課長	略 (1) 略 (2) 部長、参事、次長、事務局長、事務局次長、課長____、専任課長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第10条 一宮市消防本部の組織に関する規則(昭和48年一宮市規則第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職制) 第6条 略 2 前項に定めるもののほか、課に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。	(職制) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、課に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第3号

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(一宮市事務分掌規則の一部改正)

第1条 一宮市事務分掌規則(昭和45年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第2条関係) 【別記 参照】 別表第2(第3条関係) 総合政策部 秘書課 略 広報課 略 政策課 (1)・(2) 略 (3) <u>まち・ひと・しごと創生に関する事務</u> (4)～(8) 略 市民協働課 略 危機管理課 略 総務部 行政課 略 契約課 (1) 略 (2)・(3) 略 (4) <u>入札監視委員会に関する事務</u> (5) <u>物品、工事原材料、燃料等の購入に関する事務</u> (6) <u>物件の製造、購入等の契約についての競争入札参加者の受付に関する事務</u> (7)～(9) 略 工事検査課 略 人事課 略	別表第1(第2条関係) 【別記 参照】 別表第2(第3条関係) 総合政策部 秘書課 略 広報課 略 政策課 (1)・(2) 略 (3) <u>地方創生</u> に関する事務 (4)～(8) 略 市民協働課 略 危機管理課 略 総務部 行政課 略 契約課 (1) 略 (2) <u>入札監視委員会に関する事務</u> (3) <u>総合評価審査委員会に関する事務</u> (4)・(5) 略 (6) <u>物品の購入、入札及び契約締結</u> に関する事務 (7)～(9) 略 工事検査課 略 人事課 略

<p>財務部 略 市民健康部 略 福祉部 略 子ども家庭部 子育て支援課 略 子ども家庭相談課 略 保育課 略 青少年課 略</p> <p>環境部 略 活力創造部 略 まちづくり部 略 建築部 略 建設部 建設総務課 略 維持課 略 道水路管理課 (1) 略 (2) <u>道路及び橋りょうの台帳</u>に関する 事務 (3)～(5) 略 道路課 略 治水課 略</p>	<p><u>情報システム課</u> (1) <u>情報システムの調整及び管理に 関する事務</u> (2) <u>情報ネットワークの整備及び管理 に関する事務</u> (3) <u>情報セキュリティ対策に関する事 務</u> (4) <u>情報化研修に関する事務</u></p> <p>財務部 略 市民健康部 略 福祉部 略 子ども家庭部 子育て支援課 略 子ども家庭相談課 略 保育課 略 青少年課 略 子ども発達支援課 (1) <u>いずみ学園の管理及び運営に 関する事務</u> (2) <u>はとぼっぼ及びチューリップ教室 の管理及び運営に関する事務</u> (3) <u>すぎの子教室及びたけのこ園の管 理及び運営に関する事務</u></p> <p>環境部 略 活力創造部 略 まちづくり部 略 建築部 略 建設部 建設総務課 略 維持課 略 道水路管理課 (1) 略 (2) <u>道路台帳</u>に関する 事務 (3)～(5) 略 道路課 略 治水課 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

部	課
略	
総務部	行政課
	契約課
	工事検査課
	人事課
略	
子ども家庭部	子育て支援課
	子ども家庭相談課(福祉事務所)
	保育課
	青少年課
略	

改正案

部	課
略	
総務部	行政課
	契約課
	工事検査課
	人事課
	情報システム課
略	
子ども家庭部	子育て支援課
	子ども家庭相談課(福祉事務所)
	保育課
	青少年課
	子ども発達支援課
略	

(一宮市公印規則の一部改正)

第2条 一宮市公印規則(昭和42年一宮市規則第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第3条—第5条、第9条関係) 【別記 参照】	別表第2(第3条—第5条、第9条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリ メートル)	ひな形	管守課	個数	用途
略							
77	一宮市総務部 長之印	てん書	方18	一宮市 総務部 長之印	デジタル推進 室	略	
略							

改正案

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリ メートル)	ひな形	管守課	個数	用途
略							
77	一宮市総務部 長之印	てん書	方18	一宮市 総務部 長之印	情報システム 課	略	
略							

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表第1 等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表(1)の等級別基準職務 (1)～(3) 略 (4) 7級 室長(デジタル推進室長及び新 型コロナワクチン接種推進室長を除 く。)、いずみ学園長、管理主事、尾西 生涯学習センター館長、尾西南部生涯 学習センター館長、図書館長、博物館 長、資料館長、美術館長、一宮消防署 長、分署長、尾西消防署長、木曾川消 防署長、消防1課長若しくは消防2課長 の職又は市長が別に定める職 (5) 8級 デジタル推進室長、新型コロナ ワクチン接種推進室長、尾西事務所長、 木曾川事務所長、会計管理者、監査事 務局長若しくは消防次長の職又は市長 が別に定める職 (6) 略</p>	<p>別表第1 等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表(1)の等級別基準職務 (1)～(3) 略 (4) 7級 室長_____、 ____、いずみ学園長、管理主事、尾西 生涯学習センター館長、尾西南部生涯 学習センター館長、図書館長、博物館 長、資料館長、美術館長、一宮消防署 長、分署長、尾西消防署長、木曾川消 防署長、消防1課長若しくは消防2課長 の職又は市長が別に定める職 (5) 8級 _____尾西事務所長、 木曾川事務所長、会計管理者、監査事 務局長若しくは消防次長の職又は市長 が別に定める職 (6) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市デジタル推進室設置規則の廃止)

第4条 一宮市デジタル推進室設置規則(令和3年一宮市規則第2号)は、廃止する。

(一宮市新型コロナワクチン接種推進室設置規則の廃止)

第5条 一宮市新型コロナワクチン接種推進室設置規則(令和4年一宮市規則第2号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市地域DX戦略室設置規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第4号

一宮市地域DX戦略室設置規則

(設置)

第1条 デジタル技術を活用し、地域課題の解決及び経済の発展に寄与する事業の創出を戦略的に推進するため、総合政策部に地域DX戦略室(以下「戦略室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 戦略室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル戦略の立案、調整及び推進に関する事務
- (2) 地域におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に関する事務
- (3) 地域情報化の推進に関する事務

(補職)

第3条 戦略室に地域DX戦略室長(以下「室長」という。)を置く。

2 戦略室に課長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第4条 室長は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督し、分掌事務を処理する。

2 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(予算の編成及び執行等)

第5条 戦略室における予算の編成及び執行並びに事務の専決及び代決については、予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規程第7号)及び一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)に規定する部等の次長等に係る事項を室長に適用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 行政職給料表(1)の等級別基準職務 (1)～(3) 略 (4) 7級 室長	別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 略 (1)～(3) 略 (4) 7級 室長(地域DX戦略室長を除

_____、いずみ学園長、管理主事、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、図書館長、博物館長、資料館長、美術館長、一宮消防署長、分署長、尾西消防署長、木曽川消防署長、消防1課長若しくは消防2課長の職又は市長が別に定める職

(5) 8級 尾西事務所長

____、木曽川事務所長、会計管理者、監査事務局長若しくは消防次長の職又は市長が別に定める職

(6) 略

2・3 略

く。)、いずみ学園長、管理主事、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、図書館長、博物館長、資料館長、美術館長、一宮消防署長、分署長、尾西消防署長、木曽川消防署長、消防1課長若しくは消防2課長の職又は市長が別に定める職

(5) 8級 地域DX戦略室長、尾西事務所長

____、木曽川事務所長、会計管理者、監査事務局長若しくは消防次長の職又は市長が別に定める職

(6) 略

2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和6年3月21日

一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第5号

一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規則の一部を改正する規則
一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規則(平成27年一宮市規則第5号)
の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、関係部署相互の緊密な連携を確保するため、<u>一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部</u>(以下「推進本部」という。)を設置する。</p>	<p><u>一宮市デジタル田園都市構想総合戦略推進本部</u> 設置規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、関係部署相互の緊密な連携を確保するため、<u>一宮市デジタル田園都市構想総合戦略推進本部</u>(以下「推進本部」という。)を設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市職員の職名及び補職名に関する規則及び一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第6号

一宮市職員の職名及び補職名に関する規則及び一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(一宮市職員の職名及び補職名に関する規則の一部改正)

第1条 一宮市職員の職名及び補職名に関する規則(昭和23年一宮市庁達第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職名) 第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 会計管理者、所長、事務局長、室長、園長_____、館長、主任工事検査員、出張所長、荘長、専任工事検査員、査察指導員、指導保育士、清掃監督、工務監督、清掃主任、工務主任 (3) 略 2 略	(補職名) 第3条 略 (1) 略 (2) 会計管理者、所長、事務局長、室長、園長、 <u>副園長</u> 、館長、主任工事検査員、出張所長、荘長、専任工事検査員、査察指導員、指導保育士、清掃監督、工務監督、清掃主任、工務主任 (3) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 行政職給料表(1)の等級別基準職務 (1) 略 (2) 5級 保育園長(次号に定める者を除く。)_____、清掃監督若しくは工務監督の職又は市長が別に定める職 (3)~(6) 略	別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 略 (1) 略 (2) 5級 保育園長(次号に定める者を除く。)、 <u>保育園副園長</u> 、清掃監督若しくは工務監督の職又は市長が別に定める職 (3)~(6) 略 2 <u>行政職給料表(2)の等級別基準職務</u> (1) 3級 年齢60年に達した日以後における最初の3月31日において、条例

<p>2・3 略</p>	<p>別表第3イの表3級の項に規定する班長であった者の職</p> <p>(2) 4級 年齢60年に達した日以後における最初の3月31日において、<u>条例別表第3イの表4級の項に規定する工務長、外務長、調理長、清掃副主任、副調理長若しくは運転主任又は班長</u>であった者の職</p> <p>(3) 5級 年齢60年に達した日以後における最初の3月31日において、<u>条例別表第3イの表5級の項に規定する工務長、外務長、調理長、清掃副主任、副調理長又は運転主任</u>であった者の職</p> <p>3・4 略</p>
--------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第7号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年一宮市規則第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当の支給方法)</p> <p>第12条 期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給等に関し必要な事項については、一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号))</p> <p>第18条から第20条までの規定を準用する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(期末手当の支給方法)</p> <p>第12条 期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給等に関し必要な事項については、一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号。次条において「給与規則」という。)</p> <p>第18条から第20条までの規定を準用する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(勤勉手当の支給方法)</p> <p>第12条の2 職員の勤勉手当の成績率については、市長が定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給等に関し必要な事項については、給与規則第21条から第23条までの規定を準用する。</p> <p>3 前条第2項から第4項までの規定は、条例第15条の2第1項において準用する一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)第16条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市職員の在宅勤務等手当支給に関する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第8号

一宮市職員の在宅勤務等手当支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号。以下「給与条例」という。)第10条の3第3項の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第2条 給与条例第10条の3第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 給与条例第10条の3第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号。以下この号において「勤務時間条例」という。)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第10条第1項に規定する休日に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1か月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 給与条例第10条の3第1項の規則で定める期間は、3か月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第10条の3第1項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者に

において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに給与条例第10条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正)
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例施行規則(平成11年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一般の派遣職員の給与の額) 第4条 一般の派遣職員の派遣の期間中の給与の額は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」と	(一般の派遣職員の給与の額) 第4条 一般の派遣職員の派遣の期間中の給与の額は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」と

<p>いう。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により配偶者手当が支給されることとなる一般の派遣職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2～7 略</p>	<p>いう。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により配偶者手当が支給されることとなる一般の派遣職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2～7 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

3 一宮市職員の通勤手当支給に関する規則(昭和40年一宮市規則第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(通勤手当の額)</p> <p>第5条 通勤手当の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため自転車又は原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を利用するもの(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(_____定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に100分の62(勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難い場合は、これに相当する範囲内で別に定め</p>	<p>(通勤手当の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため自転車又は原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を利用するもの(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に100分の62(勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難い場合は、これに相当する範囲内で別に定め</p>

<p>る割合)を乗じて得た額) ア～ス 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 運賃相当額は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2項第2号に掲げる交通機関 当該回数乗車券等の通勤21回分_____</p> <p>_____</p> <p>の運賃の額</p>	<p>る割合)を乗じて得た額) ア～ス 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2項第2号に掲げる交通機関 当該回数乗車券等の通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分)</p> <p>の運賃の額</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和6年3月21日

一宮市契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第9号

一宮市契約規則等の一部を改正する規則
(一宮市契約規則の一部改正)

第1条 一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の賠償責任) 第59条 法第243条の2の2第1項後段の規定により、契約の監督又は検査において賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については市長が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。	(職員の賠償責任) 第59条 法第243条の2の8第1項後段の規定により、契約の監督又は検査において賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については市長が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第2条 予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第173条の2の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除き、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算の編成及び執行に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の賠償責任) 第31条 法第243条の2の2第1項後段の規定により、支出負担行為において賠償の責めを負う職員の範囲は、別表第1に定める専決できる職員とする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除き、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算の編成及び執行に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の賠償責任) 第31条 法第243条の2の8第1項後段の規定により、支出負担行為において賠償の責めを負う職員の範囲は、別表第1に定める専決できる職員とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市会計に関する規則の一部改正)

第3条 一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第173条の2の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除き、収入及び支出並びに公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定納付受託者の指定等)</p> <p>第17条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(私人に徴収又は収納を委託する歳入)</p> <p>第17条の3 次に掲げる歳入は、私人に徴収を委託することができる。</p> <p>(1) 一宮市役所有料駐車場使用料</p> <p>(1)の2 自動車整理場使用料</p> <p>(2) 市営地下駐車場駐車料金</p> <p>(3) 口腔衛生センター使用料及び手数料</p> <p>(4) 地域総合整備資金貸付金元金償還金及びそれに係る遅延利息</p> <p>(5) 次に掲げる施設の使用料</p> <p>ア 学校施設(イに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 学校運動場照明施設</p> <p>ウ 尾西運動場</p> <p>エ 木曾川運動場</p> <p>オ 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条に規定する体育施設</p> <p>カ 尾西グリーンプラザ</p> <p>キ いちのみや中央プラザ体育館</p> <p>(6) 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料</p> <p>(7) 電子申請に係る住民票その他の証明書の交付手数料</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除き、収入及び支出並びに公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定納付受託者の指定等)</p> <p>第17条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第17条の3 市長は、法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定により委託された公金の徴収又は収納に関する事務は、次に掲げるところにより処理されなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、徴収金又は収納金の事務処理について、別に定めることができる。</p> <p>(1) 公金の徴収又は収納をしたときは、納入者に対し領収書又はこれに代わるものを交付すること。</p> <p>(2) 指定公金事務取扱者(法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者</p>

(8) 計量器の定期検査手数料及び随時検査手数料並びに分銅運搬手数料

(9) 一宮市斎場使用料

(10) 休日急病診療所使用料及び手数料

(11) 中央図書館における図書その他の資料の複写に係る手数料

(12) オリナス一宮に係る使用料及び割増使用料

(13) 一般廃棄物処理手数料及び粗大ごみ処理手数料

2 第3条から第6条までの規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定に基づき委託を受けた者は、徴収した徴収金を翌日(その日が休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日でない日。第5項において同じ。)に払込書により指定金融機関等に払い込み、徴収計算書を会計管理者へ提出しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、徴収金の事務処理について、別に定めることができる。

4 次に掲げる歳入は、私人に収納を委託することができる。

(1) 市営住宅に係る家賃、敷金及び駐車場使用料

(2) 寄附金

(3) 市税

(4) 後期高齢者医療保険料

(5) 介護保険料

(6) 放課後児童クラブ利用手数料

(7) 保育所に係る次に掲げる歳入

ア 保育所入所負担金

イ 特定教育・保育等利用者負担額

ウ 給食材料費収入

エ 日本スポーツ振興センター保護者負担金

(8) 病児・病後児保育利用料

5 前項の規定に基づき委託を受けた者は、収納した収納金を翌日に払込書により指定金融機関等に払い込み、収納計算書を会

をいい、公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。)の名称、住所又は事務所の所在地、委託の内容その他必要な事項を記載した証票を、納入者が見やすい場所に表示すること。

(3) 徴収した徴収金又は収納した収納金は、市長が別に定める期間が経過するまでに払い込むこと。

(4) 徴収計算書又は収納計算書は、徴収又は収納の日の属する月の翌月10日までに会計管理者へ提出すること。

4 前項各号に掲げるもののほか、徴収金又は収納金の事務処理について必要な事項は、市長が別に定める。

計管理者へ提出しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、収納金の事務処理について、別に定めることができる。

6 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公金等の収納の事務に関し、十分な取扱実績を有すること。

(2) 委託する収納の事務を遂行するために事業規模が十分であると認められ、かつ、安定した経営基盤を有していること。

(3) 収納に係る事項を帳簿(電子計算機を使用して作成するものを含む。)により正確に記録し、その記録した事項を提供できること。

(4) 収納した歳入を確実かつ速やかに指定金融機関等に払い込むことができること。

(5) 個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な管理体制を有していること。

(支出命令)

第18条 略

2 前項の支出命令書には請求書の要件を具備したうえ、支出負担行為決議書

_____を添付しなければならない。ただし、その性質上請求書の要件を具備することが困難なものにあつては、この限りでない。

3 略

(資金前渡)

第22条 令第161条第1項第17号の規定により、次に掲げる経費については、資金の前渡をすることができる。

(1)～(7) 略

(支出命令)

第18条 略

2 前項の支出命令書には請求書の要件を具備したうえ、支出負担行為決議書及び支出負担行為について決裁されたことを示すものを添付しなければならない。ただし、その性質上請求書の要件を具備することが困難なものにあつては、この限りでない。

3 略

(資金前渡)

第22条 略

(1)～(7) 略

(8) 法令等に基づき市が給付事務を行う給付金で、現金支払以外の給付方法

2 略

(支出事務の委託)

第38条の2 地域総合整備資金貸付金(以下「貸付金」という。)については、私人に支出事務を委託することができる。

2 前項の規定に基づき委託を受けた者(以下「支出事務受託者」という。)は、貸付金に係る貸付台帳を備え、常時その貸付状況を明らかにしておかなければならない。

3 支出事務受託者が、貸付金の支払をしたときは、貸付金支払報告書を作成し、支払に係る証拠書類を添え、速やかに会計管理者に提出しなければならない。

第5章 出納員、分任出納員及び現金取扱員

(出納員、分任出納員及び現金取扱員)

第41条 市長は、会計管理者の事務の一部を補助させるために必要と認める課又は公所に、出納員、分任出納員及び現金取扱員 _____ を置く。

(出納員、分任出納員及び現金取扱員の職務)

第42条 略

2・3 略

(出納員、分任出納員及び現金取扱員の事務整理)

第43条 出納員、分任出納員及び現金取扱員は、収納金を徴収したときは、その納人に領収書を交付し、現金は、毎日これを取りまとめ、翌日(その日が休日に当たる

を用いることが困難な者に対する給付金の経費

2 略

(公金の支出の委託)

第38条の2 市長は、法第243条の2第1項の規定により公金の支出に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 指定公金事務取扱者(法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいい、公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。)が資金(法第243条の2の6第2項に規定する資金をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支出したときは、資金に係る支払明細書を作成し、支払に係る証拠書類を添え、支出の日の属する月の翌月末日までに会計管理者に提出しなければならない。

3 資金の管理については、第25条第1項の規定を準用する。

4 前2項に定めるもののほか、公金の支出に関する事務の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 出納員等

(出納員等 _____)

第41条 市長は、会計管理者の事務の一部を補助させるために必要と認める課又は公所に、出納員、分任出納員及び現金取扱員(以下「出納員等」という。)を置く。

(出納員等 _____ の職務)

第42条 略

2・3 略

(出納員及び分任出納員 _____ の事務整理)

第43条 出納員及び分任出納員 _____ は、収納金を徴収したときは、その納人に領収書を交付し、現金は、毎日これを取りまとめ、翌日(その日が休日に当たる

ときは、その日以後最初に到来する休日でない日。以下この項において同じ。)までに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならない。ただし、やむを得ない理由により翌日までに払込みのできないものは、会計管理者又は課長等の承認を得て払込みの期限を延長することができる。

2・3 略

(帳簿)

第45条 出納員等 _____ は、次の帳簿を備え、常に出納の状況を明らかにしておかなければならない。

(1)・(2) 略

(報告)

第46条 出納員は、毎月その取扱いに係る収納金 _____

_____ の出納について、収納金出納計算書を _____ 翌月5日までに会計管理者に提出しなければならない。

2

分任出納員は、毎月その取扱いに係る報酬、費用弁償、旅費、給料その他諸給与金の出納簿を出納員に _____ 翌月5日までに _____ 提出し、確認印を受けなければならない。

3・4 略

5 前項に規定する場合においては、出納簿に処理済みの確認印を受けなければならない。

(引継ぎ)

第47条 出納員等 _____ が転職、退職その他の理由により職務の執行ができないときは、後任者に3日以内に課長等立会

ときは、その日以後最初に到来する休日でない日。以下この項において同じ。)までに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならない。ただし、やむを得ない理由により翌日までに払込みのできないものは、会計管理者又は課長等の承認を得て払込みの期限を延長することができる。

2・3 略

(帳簿)

第45条 出納員及び分任出納員は、次の帳簿を備え、常に出納の状況を明らかにしておかなければならない。

(1)・(2) 略

(報告)

第46条 出納員は、____ その取扱いに係る収納金(次項の規定により分任出納員から

報告を受けた収納金を含む。)の出納について、収納金出納計算書を、取扱いの日の属する月の翌月5日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 分任出納員は、その取扱いに係る収納金の出納について、速やかに出納員に報告をしなければならない。

3 出納員及び一宮市会計管理者及び出納員の事務の一部を委任する件(平成22年一宮市告示第107号)第2条第8号に規定する分任出納員は、____ その取扱いに係る報酬、費用弁償、旅費、給料その他諸給与金の出納簿を、取扱いの日の属する月の翌月5日までに会計管理者に提出し、確認印を受けなければならない。

4・5 略

6 前2項に規定する場合においては、出納簿に処理済みの確認印を受けなければならない。

(引継ぎ)

第47条 出納員又は分任出納員が転職、退職その他の理由により職務の執行ができないときは、後任者に3日以内に課長等立会

<p>いのうえ引継ぎを完了し、事務引継書を会計管理者に提出しなければならない。 (歳入歳出外現金及び保管有価証券)</p> <p>第53条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。</p> <p>(1) 市県民税</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>(14) 電子証明書発行手数料</p> <p>(15) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の賠償責任)</p> <p>第59条 法第243条の2の2第1項後段の規定により、賠償の責めを負う職員の範囲は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 支出又は支払 出納員、分任出納員及び現金取扱員並びに資金前渡を受けた者</p>	<p>いのうえ引継ぎを完了し、事務引継書を会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>第53条 略</p> <p>(1) 市県民税及び森林環境税</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>(14) 電子証明書等手数料</p> <p>(15) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の賠償責任)</p> <p>第59条 法第243条の2の8第1項後段の規定により、賠償の責めを負う職員の範囲は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 支出又は支払 出納員等及び 資金前渡を受けた者</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市物品等会計規則の一部改正)

第4条 一宮市物品等会計規則(昭和61年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定に基づき、法令その他別に定めるものを除き、物品等の会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めるものを除き、物品等の会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市口腔衛生センター条例施行規則の一部改正)

第5条 一宮市口腔衛生センター条例施行規則(昭和57年一宮市規則第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(徴収事務の委託)</p> <p>第8条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、徴収事務の委託を受けた者は、次に定めるところにより徴収の事務を行い、その会計状況を</p>	<p>(徴収事務の委託)</p> <p>第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定に基づき、徴収事務の委託を受けた者は、次に定めるところにより徴収の事務を行い、その会計状況を</p>

明らかにしておかなければならない。 (1)～(5) 略	明らかにしておかなければならない。 (1)～(5) 略
--------------------------------	--------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収及び管理に関する規則の一部改正)

第6条 一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収及び管理に関する規則(平成11年一宮市規則第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例(平成11年一宮市条例第10号。以下「条例」という。)の施行、 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u> の規定に基づく料金の徴収事務の委託及び駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例(平成11年一宮市条例第10号。以下「条例」という。)の施行、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項</u> の規定に基づく料金の徴収事務の委託及び駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市自動車整理場条例施行規則の一部改正)

第7条 一宮市自動車整理場条例施行規則(平成11年一宮市規則第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市自動車整理場条例(昭和44年一宮市条例第23号。以下「条例」という。)の施行及び <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u> の規定に基づく一宮市自動車整理場(以下「整理場」という。)の使用料の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市自動車整理場条例(昭和44年一宮市条例第23号。以下「条例」という。)の施行及び <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項</u> の規定に基づく一宮市自動車整理場(以下「整理場」という。)の使用料の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市大宮公園自動車整理場管理規則の一部改正)

第8条 一宮市大宮公園自動車整理場管理規則(平成12年一宮市規則第44号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号。以下「条例」という。)第19条及び <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u> の規定に基づき、一宮市大宮公園自動車整理場(以	(趣旨) 第1条 この規則は、一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号。以下「条例」という。)第19条及び <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項</u> の規定に基づき、一宮市大宮公園自動車整理場(以

下「整理場」という。)の管理及び使用料の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。

下「整理場」という。)の管理及び使用料の徴収事務に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により委託を受けている者に対する第3条の規定による改正前の一宮市会計に関する規則第17条の3の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

令和6年3月21日

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第10号

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】	別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要な書類
	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先			
略									
10 需用費	略						契約締結するとき	契約金額	契約書 請書 見積書
	物品を除く修繕料に係る変更のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	変更増減額 500以上 1,500未満	変更増減額 300以上 500未満	変更増減額 100以上 300未満	変更増減額 100未満	130超 技術関係担当課長 1,000以上 財務部長			
略									
12 委託料	下記以外のもの	略					契約締結するとき	契約金額	契約書 請書

		下記以外の測量、調査、設計、監理等業務委託料							見積書 仕様書		
		測量、調査、設計、監理等業務に係る変更契約のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	変更増減額 500以上	変更増減額 300以上500未満	変更増減額 100以上300未満	変更増減額 100未満		50超技術関係担当課長 1,000以上財務部長			
略											
略											
21	補償、補填及び賠償金	下記以外の補償金、補填金	1,500未満					財政課長	支出決定のとき又は支払期日は	支出しようとする額	契約書 承諾書 支払決定調書
	補填金	公共事業の施行に伴う移転補償(区画整理事業に係るものを含む。)	5,000以上	1,000以上5,000未満	500以上1,000未満	500未満		財務部			
略											
略											
備考 略											

改正後

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要なとする主な書類	
	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先				
略										
10 需用費	略						契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書	
	物品を除く修繕料に係る変更のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	変更増減額 500以上1,500未満	変更増減額 300以上500未満	変更増減額 100以上300未満	変更増減額 100未満		130超技術関係担当課長 <u>財務部</u>			
略										
12 委託料	下記以外のもの	略						契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書 仕様書
	下記以外の測量、調査、設計、監理等業務委託料									
	測量、調査、設計、監理等業務に係る変更契約のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容	変更増減額 500以上	変更増減額 300以上500未満	変更増減額 100以上300未満	変更増減額 100未満		50超技術関係担当課長 <u>財務部</u>			

		が軽微なもの											
		略											
		略											
21	補償、補填及び賠償金	補償金、補填金	下記以外	1,500未満					財政課長	支出決定のとき又は支払日	支出しようとする額	契約書承諾書 支払決定調書	
			公共事業の施行に伴う移転補償（区画整理事業に係るものを含む。）	5,000以上	1,000以上	500以上	500未満	財務部					
			尾張一宮駅前ビル駐車場料金減免分補償金	1,000以上	500以上	1,000未満	500未満	500以上 課長	請求があったとき	請求があった金額	請求書		
		略											
		略											
		備考 略											

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市物品等会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第11号

一宮市物品等会計規則の一部を改正する規則
一宮市物品等会計規則(昭和61年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(各課調達) 第11条 第9条の規定にかかわらず、次に掲げる物品及び物品の修理(以下「物品等」という。)は、課長等が調達することができる。ただし、契約課長が一括購入を相当として指定するものについては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 小中学校において必要とする次に掲げる物品等 ア・イ 略 ウ <u>教材用の図書</u> (5) 略 (6) 図書館において必要とする図書、 <u>ビデオソフト、コンパクトディスク及びこれらに類するもの</u> (7)～(10) 略 2 略	(各課調達) 第11条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア・イ 略 ウ <u>教材として使用する図書、光ディスク及びこれらに類するもの</u> (5) 略 (6) 図書館において必要とする図書、 <u>光ディスク</u> 及びこれらに類するもの (7)～(10) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第12号

一宮市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市介護保険条例施行規則(平成12年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、同一人が同時に2以上の区分(別表第1第7号を除く。)に該当するときは、当該区分のうち減免額が最大となる区分(最大となる区分が2以上あるときは、そのうちのいずれか一の区分)に係る規定を適用するものとする。</p> <p><u>(条例第10条第2項及び第3項の規則で定める場合)</u></p> <p>第19条 <u>条例第10条第2項及び第3項の規則で定める場合とは、その者の減免に係る理由の区分が別表第1第7号の規定に該当する場合とする。</u></p> <p>別表第1(第11条、第14条、<u>第18条、第19条関係</u>)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>付則</p> <p>1～8 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、同一人が同時に2以上の区分_____に該当するときは、当該区分のうち減免額が最大となる区分(最大となる区分が2以上あるときは、そのうちのいずれか一の区分)に係る規定を適用するものとする。</p> <p>第19条 削除</p> <p>別表第1(第11条、第14条、<u>第18条関係</u>_____)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>付則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>(令和6年度から令和8年度までにおける保険料の減免等の特例)</u></p> <p>9 <u>第1号被保険者のうち、令和5年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和6年4月1日から令和7年3月31日までに提出された申請書に係る特例及び令和6年度における保険料の減</u></p>

免についての別表第1の規定の適用については、同表中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし」とする。

10 前項の規定は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに提出された申請書に係る特例及び令和7年度における保険料の減免について準用する。この場合において、同項中「令和5年」とあるのは、「令和6年」と読み替えるものとする。

11 第9項の規定は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに提出された申請書に係る特例及び令和8年度における保険料の減免について準用する。この場合において、同項中「令和5年」とあるのは、「令和7年」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

理由の区分	負担割合	減免額
(1)～(6) 略		
(7) <u>条例第5条第1項第3号の規定に該当する者又は同条第2項の規定に該当する者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第39条第1項第1号イの規定に該当する者に限る。)</u> で、その者の前年の合計所得金額が <u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えないものである場合</u>	—	条例第5条第1項第3号又は同条第2項に規定する額の10分の20に相当する額
(8) 略		
(9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合	—	必要と認める額

改正案

理由の区分	負担割合	減免額
(1)～(6) 略		
(7) 削除		
(8) 略		
(9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合	必要と認める期間に係る必要と認める割合	必要と認める期間に係る必要と認める額

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定(第11条及び第14条に係る部分に限る。)は、令和6年4月1日以後に提出された一宮市介護保険条例施行規則第11条第2項(同規則第14条第2項において準用する場合を含む。)の申請書(以下「申請書」という。)に係る居宅介護サービス費等の額の特例及び介護予防サービス費等の額の特例(以下「特例」という。)について適用し、同日前に提出された申請書に係る特例については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定(第18条に係る部分に限る。)は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月21日

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第13号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年一宮市規則第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(分別解体等の届出の添付図書) 第3条 略 2 法第10条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、前項各号の図書に係る事項を変更する場合に限り、当該各図書を省令第3条第2項の変更届出書に添付しなければならない。	(分別解体等の届出の添付図書) 第3条 略 2 法第10条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、前項各号の図書に係る事項を変更する場合に限り、当該各図書を省令第6条第2項の変更届出書に添付しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第14号

一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市営住宅条例施行規則(平成10年一宮市規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の規定による<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の規定による<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ・ウ 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第15号

一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

一宮市病院事業に係る地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成19年一宮市規則第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
一宮市病院事業に係る地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき市長が定める職は、次のとおりとする。 (1) 院長、副院長、診療局長、科部長、室部長、センター長、副センター長、薬剤局長、副薬剤局長、薬剤科長、医療技術局長_____、技師長、室長、副室長、副技師長、副室長補佐、看護局長、看護監、副看護局長、看護師長、専任師長 (2) 略	略 (1) 院長、副院長、診療局長、科部長、室部長、センター長、副センター長、薬剤局長、副薬剤局長、薬剤科長、医療技術局長、 <u>副医療技術局長</u> 、技師長、室長、副室長、副技師長、副室長補佐、看護局長、看護監、副看護局長、看護師長、専任師長 (2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。